

(一社)長野県商工会議所連合会 会長 様

長野県建設部長

「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の廃止について(通知)

このことについて、令和4年9月14日付け4道管第167号で本制度の期間延長の周知依頼をしましたが、国土交通省から令和5年3月31日付けで本制度の運用を廃止する旨の通知に伴い、当県においても本制度の運用を廃止します。

なお、本制度の運用の廃止に伴い、道路法による歩行者利便増進道路制度への移行に係る経過措置を設けています。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、本制度の廃止及び経過措置について貴会会員へ周知くださいますようお願いいたします。

記

1 経過措置の概要

(1) 経過措置の対象となるもの

令和5年3月31日時点において、路上利用の実施主体として、コロナ占用特例措置に基づく道路占用許可を受けているものであって、当該取組に関して、歩行者利便増進道路制度を活用して特例措置終了後も使用することを希望し、かつ、道路管理者が歩行者利便増進道路への移行に向けた手続を実施しているにもかかわらず、当該道路占用を受けている場所が令和5年4月1日時点において歩行者利便増進道路制度に基づく利便増進区域の指定を受けていない等の理由により当該措置にかかる道路占用の許可を受けることができないもの。

(2) 経過措置の期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間で、既存のコロナ占用特例措置に基づく道路占用許可に係る取組について、歩行者利便増進道路制度に基づく道路占用許可を受けられることが見込まれる日まで

(3) 道路占用に係る占用料

条例で定める占用料の額の90%を減額(施設付近の清掃等にご協力いただける場合)

(4) その他

詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用の廃止に係る経過措置における道路占用許可基準」によります。

2 経過措置等に関するお問い合わせ

県庁建設部道路管理課または各地域の建設事務所維持管理課管理係までお問い合わせ下さい。(申請先は、各地域の建設事務所維持管理課になります。)

担 当	長野県建設部道路管理課管理係 栗林 一彦(課長) 田村 雅史(担当)
電 話	026-235-7301(直通)
F A X	026-235-7369
メー ル	michikanri@pref.nagano.lg.jp